

## 新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会設置要綱

### (設置目的)

**第1条** 障害者差別解消のための条例の制定に向けた検討を行うため、「新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

**第2条** 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 障害者差別解消のための条例の制定に関すること
- (2) その他必要な事項

### (組織)

**第3条** 検討委員会は、新潟県障害者施策推進協議会並びに新潟県自立支援協議会及び同協議会権利擁護部会の委員の中から、福祉保健部長が依頼する18人以内の委員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを選任する。
- 4 委員長は検討委員会の会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等のやむを得ない事情があるときは、その職務を代理する。

### (招集等)

**第4条** 検討委員会は福祉保健部障害福祉課長が招集する。

- 2 検討委員会の議事は委員長が進行する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させて、意見を求めることができる。

### (庶務)

**第5条** 検討委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において行う。

### (その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年12月27日から実施する。